# 第4次高砂市総合計画

# 重点施策 (案)

<基本計画(案)>

平成 22 年 7 月 23 日 高砂市総合計画審議会

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。

市民、事業者、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互の連携のもと、一体となってまちづくりを進めます。

そのまちづくりを総合的に推進するため、行政情報の積極的な公開に 努め、わかりやすく開かれた市政運営を行います。

#### 重点施策

政策過程における課題設定、計画の策定と決定、事業実施、事業評価の各段階において、多様な市民が、幅広く参加できるよう市民公募制度など参加のシステム化を進め、公正で透明性のある経営的視点を含めた意思決定システムを構築します。

第 1 節 参画と協働の推進 1 市民参画 2 広報・広聴 3 コミュニティ

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、自分らしく、自立した生活を 営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関す る施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを生み育てることができる 環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、 いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となる まちづくりを進めます。

# 重点施策

一人のいじめも虐待もない、孤独に悩む保護者を出さない、孤独死を出さない、いっさいの差別を許さないぬくもりのあるまち をめざします。

市民に愛され信頼される病院を構築し、東播磨医療圏域内の医療機関との連携による救急対応を含む医療体制の整備に努めます。

- 第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実
  - 1地域福祉 2子育て支援 3ひとり親家庭の自立支援
  - 4 障がい者福祉 5 高齢者福祉 6 生活困窮者支援
- 第2節 健康づくりのための保健・医療の充実
  - 1健康増進 2地域医療 3福祉医療
- 第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発
  - 1国民健康保険 2国民年金

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達が変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となって安心して学べる学校づくり・地域社会づくりを進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通 じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。

#### 重点施策

市民一人ひとりが郷土愛にみちたまちをめざします。

- 第1節 生きる力を培う教育の充実 1 幼児期の教育 2確かな学力 3豊かな心 4 健やかな体 5 特別支援教育
- 第2節 命や人権を大切にする心の育成 1 共生の心 2 生徒指導・教育相談 3 体験活動
- 第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり 1学校の組織力 2教職員の資質能力 3学習環境 4教育委員会機能
- 第4節 連携した教育の支援 1家庭の教育力 2地域の教育力
- 第5節 生涯学習社会づくり 1社会教育・生涯学習 2生涯スポーツ
- 第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興 1芸術・文化 2市史編さん 3国際交流
- 第7節 個性を認め合える人権の尊重 1人権教育・人権啓発 2男女共同参画

市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

### 重点施策

間の川、鹿島川・松村川の浸水対策整備計画を策定し、事業を実施します。

平成27年度までに、公共施設の耐震化を図ります。

第1節 総合的な安全体制づくり 1消防 2救急 3防災 4防犯 5交通安全

第2節 安心で平和な市民生活支援 1 平和行政 2 消費生活

市の自然、文化、歴史などの地域特性をふまえた土地利用構想に基づき、 社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然 との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向 けた取組みを進めます。

#### 重点施策

2020 年度の二酸化炭素排出量を 1990 年に比べ、25%削減に努めます。

- 第1節 快適な生活環境の充実 1水道 2ごみ処理 3下水道 4 L尿処理 5 斎場
- 第2節 環境保全による共生と循環 1地球温暖化対策 2地域環境の保全
- 第3節 安全で快適な都市基盤の整備 1 土地利用 2 交通施設 3 公園・緑地 4 河川・港湾 5 市営住宅 6 市街地整備 7 景観まちづくり

まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。

また、観光や地域交流を振興し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

# 重点施策

産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企 業活動の拡大、充実を図ります。

経済情勢を反映した、企業立地促進法に基づく基本計画の見直し と企業誘致を推進します。

第1節 伝統的、先端的な産業の振興 1農業 2水産業 3工業 4商業

第2節 勤労者対策の充実 1 勤労者対策

第3節 地域資源を活かした観光の振興 1 観光 2地域交流

市民にわかりやすく透明性のある行財政運営を図り、地域の市民生活に根ざした都市を創出していくため、計画の推進に向けた評価、見直しを徹底し、効果的で効率的な行政経営を推進します。

また、広域的な視点に立ったまちづくりを進めるとともに、情報化社 会に対応した行政サービスの提供に努めます。

#### 重点施策

経営体制を整備し、歳入の確保、総人件費の抑制、事務事業の見直し、民間力の活用により、行政運営から「行政経営」への転換を図ります。

第1節 効率的な執行体制の整備 1行財政運営 2組織・人事管理 3事務管理

第2節 広域連携、情報化の円滑な推進 1 広域行政 2 情報施策